

鳥取県フリースクール連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県フリースクール連携推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、小中学校の不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・指導を行うフリースクールを運営する事業者に対し必要な経費を助成することにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立の促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しないもの)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による変更計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、

それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、規則第17項第1項の規定による報告のほかに、県が補助事業についての中間報告を求める場合は、県が別に定めるところにより、報告しなければならない。

(財産の処分制限等)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、6年とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるものの他、本補助金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成27年1月28日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

別表 (第4条関係)

1 補助事業	<p>以下の全ての要件を満たす、小中学校の不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の相談・指導の実施。</p> <p>1. 鳥取県教育委員会が定める「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠した施設・活動・料金であること。</p> <p>2. 相談・適応指導などに従事する指導員を置くものとし、指導員は、通所の児童生徒の実員10人に対して少なくとも2人以上置くこと。 【指導員配置(10人に対し2名)の考え方】 児童生徒5人までは1名、6名から10名までは2名とする。</p> <p>3. 専門的なカウンセリング等の方法を行う場合は、以下の①から⑥に示す心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた者があたること。</p> <p>①財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士 ②精神科医 ③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者 ④大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 ⑤大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 ⑥医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者</p> <p>4. 消防機関が実施する平成5年3月30日付消防救第41号消防庁次長通知「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に定める普通救命講習Ⅲを受講した職員が、1人以上常時配置されている、又は配</p>
--------	---

	置される予定であること。
2 事業実施主体	<p>学校法人、NPO法人、企業、団体（地方公共団体を除く。）又は個人。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の交付決定時において、「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されていること。 2. 本補助申請日現在で、補助事業者が定める手続きを経て、不登校等児童生徒が通所又は入所していること。 3. 補助事業の交付決定時において、不登校児童生徒が在籍する学校又は市町村（学校組合）教育委員会により、当該施設への通所又は入所を出席扱いとすると判断されていること。 4. 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。 5. 独立した経理を行っていること。 6. 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。 7. 企業・団体にあつては代表者、役員又は指導従事者、個人にあつては申請した本人又は指導従事者が、以下のいずれにも該当しない者であること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交付申請日の属する年の5年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育に関して、不正又は著しく不当な行為をした者 (2) 交付申請日の属する年の3年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育職員免許法第10条の規定に基づき教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定に基づき教育職員免許状を取り上げられた者
3 補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指導員人件費 (2) カウンセラー謝金 (3) 活動費 教材・教具の整備、体験学習・実習費 <p>【経費内容】 講師謝金（委託料を含む。）講師、引率者の旅費、当該活動に係る保険料、当該活動に係る消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、使用料・賃借料</p>
4 補助率	1 / 2
5 限度額	1 団体当たりの補助金交付額は年間300万円を限度とする。